

# ヤングケアラーに係る市町村担当者会議

いわき市 こどもみらい部 こども家庭課

# 本日の流れ

## 1 令和4年度の取り組み経過

## 2 相談支援体制の整備

- (1) 庁内連携会議
- (2) 要保護児童対策地域協議会
- (3) 本市の相談支援体制

## 3 社会的認知度の向上

## 4 予算の確保

## 5 令和5年度の取り組み

- (1) ヤングケアラーコーディネーター
- (2) 子育て世帯ヘルパー派遣事業

## 6 課題

# 1 令和4年度の取り組み経過

	相談支援体制の整備・社会的認知度の向上	企画・財政部門との調整
令和4年7月	<ul style="list-style-type: none"><li>第1回庁内連携会議の開催</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>令和5年度の新規事業として企画部門に提出</li></ul>
令和4年8月	<ul style="list-style-type: none"><li>第2回庁内連携会議の開催</li><li>第1回要保護児童対策地域協議会実務者会議の開催</li></ul>	
令和4年9月	<ul style="list-style-type: none"><li>本市の相談支援体制に係る意思決定</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>企画部門より中間整理情報の報告 次年度の実施事業に位置付け</li></ul>
令和4年10月	<ul style="list-style-type: none"><li>実施機関へ相談対応依頼</li><li>要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部改正</li></ul>	
令和4年11月	<ul style="list-style-type: none"><li>相談支援体制の運用開始</li><li>小、中、高等学校への相談先の周知</li><li>関係機関への相談先等の周知開始</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>財政部門に令和5年度の予算要求</li></ul>
令和5年2月	<ul style="list-style-type: none"><li>第2回要保護児童対策地域協議会実務者会議の開催</li></ul>	
令和5年3月	<ul style="list-style-type: none"><li>要保護児童対策地域協議会代表者会議の開催</li><li>ヤングケアラーマニュアルの策定</li></ul>	



## 2 相談支援体制の整備

### (1) 庁内連携会議

ヤングケアラーへの支援体制の整備等を主な目的として設置・開催

#### 1 構成員

部等名	課名等	分野等
保健福祉部	保健福祉課	生活困窮分野等
	障がい福祉課	障がい分野
	地域包括ケア推進課	高齢分野
	平地区保健福祉センター	実施機関代表
	勿来・田人地区保健福祉センター	実施機関代表
教育委員会	学校教育課	教育分野
こどもみらい部	こども家庭課	こども分野

#### 2 協議内容

- 第1回（R4.7月）
  - 社会的認知度の向上
  - 早期発見
  - 相談支援体制
- 第2回（R4.8月）
  - 相談支援体制
  - 関係機関による情報共有・連携強化

⇒成果物は、

「支援体系図」と「相談支援体制」

※庁内連携会議は5年度も実施済み。

本市におけるヤングケアラーへの支援体系図について

本市のヤングケアラーに対する課題に対応するため、基本目標は、「Ⅰ 社会的認知度の向上」、「Ⅱ 早期発見・早期介入ネットワークの構築」、「Ⅲ 相談しやすい環境の整備」とする。

基本目標	基本施策	具体策	R4年度実施内容	R5年度実施内容	連携先
Ⅰ 社会的認知度の向上	児童本人や家族の理解の促進	学校等を通じた周知等	「児童虐待防止啓発リーフレット」の配布 県による「ヤングケアラーカード」の配布	児童生徒向けパンフレットの配布 授業等を活用した理解の促進を検討	教育委員会
		SNSを活用した周知	-	国の動向を見ながら検討	
		市の広報媒体への記事掲載	市公式HP、市公式SNS、広報紙への掲載	令和4年度と同じ	
	地域住民の理解の促進	公共施設等へのポスターやチラシの設置	国が作成したポスター及びチラシを設置	国の動向を見ながら検討	
		出前講座の開設等	出前講座の開設準備	出前講座の開設・実施	
		講演会等の開催	-	講演会等の実施検討 ※座学以外の手法も取り入れるなど要検討	地区センター
Ⅱ (関係機関による) 早期発見・早期介入のためのネットワーク構築	関係機関職員の理解の促進	研修会等の開催	県主催による研修の実施	市主催の研修会(教育関係者向け、福祉関係者向け)の実施	全て
		団体等が実施する研修等の機会を捉えた周知	団体に対し、研修会等の機会に周知を依頼	団体等(民協、CM連協等)が実施する研修会等で周知	全て
		理解促進するためのツール(チラシ等)の作成・配布	関係機関向けチラシ等を作成し配布	関係機関向けパンフレットの配布	全て
	相談支援体制の整備	対応フローの作成等(相談から終結まで)	対応フローの作成・運用開始 対応フローを関係機関に周知	マニュアルの改訂	地区センター
		コーディネーターの配置	コーディネーターの配置を検討	コーディネーターを配置	
		ケアラー向けフォーマルサービスの新設	ケアラーが利用できるフォーマルサービスの新設を検討	子育て世帯ヘルパー派遣事業の開始	
関係機関による情報共有・連携強化	関係機関が一同に会する協議会の設置等	要保護児童対策地域協議会を活用した情報共有・連携強化	令和4年度と同じ		
Ⅲ 相談しやすい環境の整備	身近に相談できる場の確保	身近な場所で相談できる場の確保	地区保健福祉センターでの相談体制の確保	インフォーマルな相談の場の検討	
	気軽に相談できる場の確保	SNSを活用した相談先の確保	県のSNS相談を市公式HPで周知	令和4年度と同じ	
		ピアサポートの推進	-	ニーズを把握後検討	



## (2) 要保護児童対策地域協議会

### 1 第1回実務者会議での協議 (R4.8月)

- (1) 庁内連携会議の結果を踏まえ、相談支援体制等について協議 ⇒庁内連携会議(案)を了とする
- (2) ヤングケアラーケースを要対協で情報共有・進行管理すること、及び要対協の構成員に次の団体を追加することについて協議
  - ・ 地域福祉ネットワークいわき(高齢者及び障がい者分野の支援団体)
  - ・ 社会福祉協議会(生活困窮分野の支援団体)⇒了とされ、要対協設置要綱の一部改正(R4.10月)

### 2 ヤングケアラーケースの支援開始(R4.11月～)

### 3 要対協代表者会議での報告(R5.3月)

相談支援体制について報告

## (3) 本市の相談支援体制

### 1 相談支援機関

地区保健福祉センターとする。なお、こども家庭課と連携して支援を行う。

### 2 関係機関による情報共有・連携強化

ヤングケアラーに係る問題は、家族が抱える課題が複合化したもの。  
そのため、関係機関による連携した支援が必要なことから、

ヤングケアラーを「要支援児童」に、

情報共有や進行管理は「要対協」で行うことに決定！！



# 対応フロー



※ヤングケアラーの相談支援機関は市内7か所に設置している地区保健福祉センターとなります。

終結するまで繰り返し



### 3 社会的認知度の向上

#### 【児童生徒、地域住民向け】

対象	令和4年度の取り組み	令和5年度の取り組み
児童本人や家族	<ul style="list-style-type: none"><li>・児童生徒向けにヤングケアラーの情報を記載した「児童虐待啓発リーフレット」を配布</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・児童生徒向けにヤングケアラーに特化したリーフレットを配布(小学5年生～高校3年生)</li></ul>
地域住民	<ul style="list-style-type: none"><li>・市のHPへの掲載</li><li>・公共施設等へのポスター及びチラシの設置</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・市のHPへの掲載</li><li>・公共施設等へのポスター及びチラシの設置</li><li>・出前講座の開設</li></ul>

# 社会的認知度の向上（関係機関向け）

## 【関係機関向け】

ヤングケアラーを発見する可能性が高い関係機関に対し周知を図る。

分野等	周知先	令和4年度	令和5年度
教育分野	小・中・高等学校、SSW	・学校長あてに文書を送付し、相談先の周知等と併せてヤングケアラーを周知	・関係機関向けのリーフレットを作成・配布し、相談先の周知等と併せてヤングケアラーを周知 ※学校等にはヤングケアラーコーディネーターが訪問する予定。
高齢者分野	地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所など		
障がい分野	障がい者相談支援センター、計画相談支援事業所、指定障害福祉サービス事業所（居宅介護）など	・関係機関向けに文書を送付、又は、関係機関の定例会等に参加し、相談先の周知等と併せてヤングケアラーを周知	
その他	生活就労支援センター、民生児童委員など		



## 4 予算の確保

### 1 令和4年度の予算について

ヤングケアラーに関する予算なし。

予算がなくともできる、「相談支援体制の整備」、「社会的認知度の向上」などを行った。

### 2 令和5年度の予算について

(1) 予算額 7,871千円

(2) 主な費用

- ・ 児童生徒及び関係機関向けパンフレット作成費用
- ・ 研修に係る費用(教職員、福祉関係者向け)
- ・ 子育て世帯ヘルパー派遣事業に係る費用
- ・ ヤングケアラーコーディネーターに係る費用

(3) 財源

- ・ 児童虐待防止対策等支援事業費国庫補助金
- ・ 安心こども基金事業費県補助金

# 5 令和5年度の取り組み

## 1 社会的認知度の向上

- ・市役所出前講座の開設(4月に開設済み)
- ・児童生徒や関係機関向けのパンフレットの配布

## 2 支援力の向上

- ・ヤングケアラーコーディネーターの配置(6月に配置済み)
- ・教職員、福祉関係者向けの研修会の開催(教職員向けは6/16実施済み)

## 3 ヤングケアラー本人の負担軽減

- ・ヤングケアラーが属する世帯へのヘルパー派遣



# (1) ヤングケアラーコーディネーターについて

1 配置人数 1名

2 配置場所 こども家庭課に配置（6月1日より配置）

3 資格・経歴

保育士、介護福祉士、介護支援専門員などの資格を有する 専門職で、  
経験豊富な人材を配置

4 主な業務

- ・ ヤングケアラー支援のコーディネートやアドバイス
- ・ 関係機関とのネットワーク構築
- ・ ヤングケアラーの周知 など

# ヤングケアラーコーディネーターの介入

ヤングケアラーの相談支援機関は市内7か所に設置している地区保健福祉センターとなります。  
ヤングケアラーへの支援は、地区保健福祉センターとこども家庭課に配置しているヤングケアラーコーディネーターが連携しながら行います。

ヤングケアラーコーディネーターの動き

地区センターとコーディネーターが情報を共有。課題等を一緒に考えます！

面接方法のアドバイスや同行訪問をします！

支援方法などアドバイスします！

関係機関の調整をします！

支援方法のアドバイスや同行訪問をします！

支援方法などアドバイスします！

相談  
受理

情報  
共有

情報  
収集

ケース  
検討会議

(必要時)  
関係機関  
含めた  
会議

支援

進行管理  
会議(モニ  
タリング)

終結



## (2) 子育て世帯ヘルパー派遣事業について

### 1 事業概要

ヤングケアラーが属する世帯にホームヘルパーを派遣し、家事・育児支援を提供することで、主に児童本人の負担軽減を図る。

- 2 提供内容 家事・育児支援を提供
- 3 提供頻度 1回2時間、週1回を上限
- 4 利用料 無料
- 5 委託先 社会福祉法人 いわき市社会福祉協議会
- 6 提供開始 令和5年6月1日（木）

# 子育て世帯ヘルパー派遣事業の流れ

- ① 地区センターにおいて支援が必要と思われる世帯に対し事業案内、利用申請を促し。
- ② 地区センターは申請書の受理後、受託事業者とヤングケアラーコーディネーターに同行訪問を依頼し、家庭訪問のうえ、調査を実施。⇒調査時には、必要な支援内容を要検討。
- ③ 調査結果を基に、地区センターがヘルパー派遣計画書を作成。
- ④ 地区センターがヘルパーの派遣を決定し、申請者には決定通知書を、受託事業者には支援計画書を添えて派遣依頼書を送付。
- ⑤ 受託事業者による支援提供開始。※支援開始から6か月(延長可)  
⇒家事育児支援に加え、訪問時に気が付いた世帯状況の変化や、家族からの相談内容に関する市への情報提供を行う
- ⑥ 地区センターはヤングケアラーコーディネーター同行のもとモニタリングを実施。



## 6 課題

- 市として相談支援体制を整備したものの、R5.7.1現在の支援ケース数は6件であり、相談件数は伸び悩み、支援を必要とするヤングケアラーに支援の手が届いていない。
- その原因の一つとして、児童本人等や、ヤングケアラーを発見しやすい立場にある支援者の、認知度が低いことや、相談先の理解が薄いことなどが考えられる。
- 特に、児童に身近に接する学校の教職員の理解は重要と考えているが、教職員へのアプローチは手探りの状況となっている。
- なお、現状のヤングケアラー本人への支援策としては、ヘルパー派遣のみであり、今後は状況に応じて、ピアサポートや居場所を検討する必要がある。

最後に

ご清聴ありがとうございます。  
何かあれば、いわき市こども家庭課にお電話ください。

電話 0246-27-8563